

女性・ジェンダー・歴史

イギリス女性史研究会

第3号

発行日 2009年11月10日

■6月特別例会報告

忘れられた姉妹たち—イギリス工場法とジェンダー—

去る2009年6月13日（土）、15：00～18：00、専修大学生田キャンパス979教室において、JWHN特別例会が開催されました。今回は、竹内敬子さん（成蹊大学）に博士論文の中心部分をご報告いただき、吉田恵子さん（明治大学）と石井香江さん（四天王寺大学）にコメントをいただきました。また、小野塚知二さん（東京大学）に司会の労をおとりいただきました。

以下、当日の報告、コメントの要約を掲載いたします。

【報告】

忘れられた姉妹たち —イギリス工場法とジェンダー—

竹内敬子

1970年代以来のジェンダー視点に基づく研究の進展により、イギリス工場法のジェンダー・スペシフィックな特性の女性の地位に与えた否定的影響が次々に示されたが、1990年代に入るとこれが男性についても否定的側面を持ったことが指摘されるようになった。1990年代末頃から、それまで立ち遅れていた女性労働者の声への目配りのある研究が現れ始めるが、重要でありながら、この分野はいまだ立ち遅れている。

この報告では、1870～1900年の工場立法をめぐる論争を、議会資料、組合資料、地方紙などの読み直しを通じ、女性労働者の経験や声に出来る限り着目しながら分析しようと試みた。これらの史料の中に女性の声が反映される機会は少なく、断片的な証拠を拾い上げ繋ぎ合わせる作業は困難であるが、それを通じ工場法の影響をまさに直接に受ける彼女たちが工場法をどうとらえたのかを明らかにするのは重要である。

当該期を通じ、労働者階級の母親のありようが問題とされ、国家のジェン

ダー支配が強化され、女性の労働がより広範に厳しく規制されるようになったことは、多くの研究が指摘するところだ。しかし、女性労働者は国家のジェンダー支配に一方的に組み込まれた訳ではない。

工場法に関する議論は、女性労働者に新しい経験や、連帯や、対立を経験させた。1870年代前半、ウェスト・ヨークシャーの毛織物産業の女性労働者たちは、女性労働の法的規制に反対した。この闘いを通じ、彼女たちは地域のミドルクラスの女性たちと連帯し、自らをエンパワメントした。これら女性労働者のイニシアティブで、1875年に「デューズベリー・バトリーおよびヘビー・ウルン地域織布工組合」が設立された。他方、1874年に「女性保護共済連盟」が設立され女性労働運動が発せし、女性労働組合の代表はTUC大会において、工場法の問題をめぐり、男性労働組合運動家に挑戦した。

1880年代前半、さまざまな産業の女性労働組合運動活動家は、女性を鎖・釘産業から排除しようという試みに反対した。その中には毛織物産業の女性労働者たちも含まれていた。1880年代後半の女性を炭鉱の地表労働から排除しようという試みにも、女性労働組合活動家は反対した。両問題をめぐりTUC大会で、女性代表と男性代表の対立が続いた。国会においては、男性労

目次:

6月特別例会報告	1
報告:竹内敬子	1
コメント:吉田恵子	2
コメント:石井香江	3
コメント:小野塚知二	4
Kathryn Gleadleセミナー	5
学界動向	7
女性史と教育史の接点を求めて	
クオ対談紹介—桜井万里子、姫岡とし子	10
名著紹介	11
<i>Liberating Medicine, 1720-1835</i>	
名古屋イギリス近代史ワークショップ	12
12月定例研究会企画「女性と親密圏—福祉史の視点から」	13
新入会員紹介	15
総会・研究会予告	16

働組合出身の議員が、これらの女性排除の動きの先頭に立った。彼らの男性優位主義的な主張は、新たに彼らに開かれた政治の世界で自らの地歩を築くための必死なものがきでもあった。さらには、男性労働組合活動家の中に女性たちの側につくものもいた。ジェンダーの分断は直線的ではなく、複雑であった。

1890年代前半には、女性労働組合運動の指導者は、工場立法への態度を変えた。女性洗濯労働者たちが、工場法に自分達を含めることを求めたことは、女性労働者が国家介入を支持した証だとしてとらえられた。しかし、一部の女性たち、とりわけ、賃金が低い女性たちにとっては、あらたな労働規制は不利益をもたらすものであった。それは1890年代半ばの鉛産業規制の議論の盛り上がりの中でも同様であった。男性労働者のみならず、女性労働者も決して均質ではなかったのだ。

歴史学へのジェンダー視点の導入は、旧来の研究では無視されていた女性と男性のジェンダー間の利害の対立を明らかにしたが、今後はより複雑で錯綜した歴史として精緻化されていく必要があるだろう。

【コメント-1】

工場法——

女性は労働時間の短縮を望んだのか、 男性は国の介入を拒否したのか。

吉田恵子

工場法が女性労働にとってもつ意味については、議論が戦わされてきた。男性労働組合と、この工場法こそが女性を労働市場から排除した元凶であるとの見解と、工場法によって女性の労働条件は確実に改善され、女性の福祉にとってプラスであったとの見解の対立である。が、そもそも工場法に女性労働者を排除しようとの意図はあったのであろうか。

救貧法にしても工場法にしても、19世紀の労働者を対象とした法は、基本的には勤労の体系を作るためのものだったのではないだろうか。女性はまず低賃金労働者であり、かつ家庭責任を持つ労働者である。この二つの面を、時代や産業の要請にしたがって調整し、女性を勤労の体系の中に位置づける役割を果たしたのが工場法であった。男性労働組合はともかくとして、工場法に女性労働者排除の意図があったとは考えられない。低賃金労働者としての女性は労働力としても家計の維持にとっても重要で、資本も国家もそれを不可欠の

ものとしていた。博愛主義者などによる女性労働非難の聲の高まりの中で、女性をむしろ労働者として認知していったのが工場法であると考えられるのである。

その上で今後の課題として次の2点を挙げておきたい。まず、竹内論文でも常に指摘されている通り、女性自身が工場法をどう認識していたかである。工場法は確かに労働時間を短縮はしたが、それに伴って賃金も下げた。女性に対して、労働時間の短縮か、高い賃金かと問われたときに、賃金を選ぶ女性は常にかなりいたはずである。女性にとって労働時間の短縮は家事時間を増やすだけという現実があり、それならただ働きの家事よりも賃金を稼げる労働時間の延長のほうがいいと考える女性たちである。とすれば、初期の工場法は、資本家の酷使を防ぐと同時にむしろ女性自身の長時間労働を防ぐ意味もあったのではないか。

このことは賃金を考える上でも興味深い。女性の低賃金を正当化する一つの理由として必ず、賃金を高くすると女性が家事を放り出す、家事をそれなりに割のいい責務とするには低賃金でいいのだ、という理由が出てくる。家事よりも労働を選択して長時間働こうとする女性は多くいたのである。工場法はむしろそれを押しとどめていく役割も果たしたのかもしれない。女性自身の声をもっと確かめるなかで、工場法の意図もより明確になるだろう。

次に、女性は弱い存在であるから法律によって保護、男性は強くフリーエージェントであるから国家の保護はいらないという図式である。この思考が、工場法の制定過程で女性を弱いものと規定づけてしまったという問題である。確かにその通りであるが、男性と政府との関係はもっと親和的であったのではないか。そもそも工場法を使って女性の競争力を制限、あるいは自己の労働時間を減らそうとしたのも、間接的に国家の力を借りて自分達の利益を保護したわけであるし、その他様々な場面で男性労働組合は国の力を利用してきた。男性はイデオロギーとしてはフリーエージェントを振りかざしながら、現実には国家の介入にそれほどの抵抗感はなかったのではないか。このときの男女の決定的な違いは参政権の有無である。男性の論理は、政府を自分達が動かして自己の利益を貫徹させる、決して受身で守ってもらうわけではない、というものであろう。男性の内部でも法的規制に対する意見の対立があったはずで、それが報告にあるような女性との連帯を生み出したのではないか。その対立は女性運動の中でもあったろう。その意味で強い存在イコール政府の介入排除、弱い存在イコール法的保護という図式の見直しも必要かもしれない。

【コメント-2】

ドイツの工場法に関する研究からの提起

石井 香江

1991年に欧州司法裁判所は、男女平等という観点から、女性を特定の職業から排除すること、妊娠出産に関わりなく夜間労働を禁止することは認められないとした。これを受けてドイツでも1992年1月28日に連邦裁判所の判決で、女性の夜業禁止が廃止された。ILO第89号条約として百年近く国際的労働基準になっていた労働者保護法ではあるが、これが男女平等を唱える基本法第3条に反する他、男性や女性事務職や公務員を除く、女性工場労働者のみに適用されることが不公平であるというのが廃止の理由であった。これを機に、女性保護規定は女性を保護することなのか、女性を男性と異なる存在として差別することなのかという古くて新しい議論が再び起こった。そしてこの流れの中で、労働者保護法の源流をなす工場法に関して新しい見方をする研究がドイツでも発表されることになった。

例えばマレーネ・エラーカンプはブレーメンの繊維産業で働く女工に目を向け、工場法が彼女たちの疾病状況に変化を与えたのか検討し¹、カートリン・ブラウンは初期の工場法をジェンダーの視点から再検討し²、ザビーネ・シュミットは、デュッセルドルフ行政区の個別事例に目を向け、工場法の現場での運用の実態に迫っている³。シュミットによれば工場労働者に占める女性の数は女性就業者の中で少数であったし（1882年の帝国統計では17%）、その中の既婚者の割合も多くはない（1882年の帝国統計では13.4%）。つまり、工場法の保護対象であった女性の数は実態としてそう多くはなかった。しかも、家内労働者、奉公人、ホテルや飲食店の労働者、外国人出稼ぎ労働者という低賃金で長時間労働という最も保護を必要とする人々は、工場法の射程に入っていなかったのである。さらに、工場法の違反者に対する罰金が実際には規定よりも低額で済まされ、女性だけが働く職場では超過労働の例外規定が認められるなど、法の網の目を掻い潜るケースには事欠かなかった。

これまで工場法の福祉・社会政策上の意義が光が当てられ、工場法が労働条件の改善に寄与するものとして積極的な評価がなされていたが、このように現場の実態を見ると、理念的には重要な意味を持つ工場法が具体的政策手段としては内容に乏しかったということ、キャスリーン・カニング⁴や姫岡とし子⁵の日独比較研究も明らかにしている。特にジェンダーという問題に注目した場合、レギーナ・ヴェッカーが「長期間にわたる副

産物」と呼ぶ諸点を見逃すことはできない。これは、竹内報告の中でも強調されていた点であるが、女性労働者の保護に対して男性労働者のフリー・エージェンシーを強調することによって、女性は第二級市民として扱われるようになり、男性と女性や子どもが相異なる存在として明文化されることになったということである。さらには、職場は本来男性の領域で家庭は女性の領域という規範、女性は男性と異なり稼働中の機械を掃除できないという性別職務分離を強化することになった。これを裏返せば、産む性としての女性は保護され、男性も産むことに無関係ではないながらも、その健康は無視されることを意味していた⁶。

このようにジェンダーに注目するとイギリスとドイツで共通性が見られるが、ここでイギリスの工場法が他の国に与えた「グローバル・インパクト」という側面を見逃すことはできない。各国で工場法がどのような経緯で導入され、運用されたのか、その共通点と相違点を比較することは重要であろう。例えばドイツのバルメンという都市の紡績工は、「イギリスの土曜日」と名づけられた土曜日の時短を、世紀転換期からデュッセルドルフ当局に要求していた。ちなみにこの際、男性は土曜日に水泳や床屋に行くために、女性は買い物他に安息日の日曜にはできない庭仕事や家事をしなければならないというジェンダー化された論拠が持ち出されていた。このため工場労働と家事をこなさなければならない土曜日は、女性工場労働者にとってはむしろ一番忙しい日であったという指摘もあるが、戦間期に比べて20世紀初頭の場合、イギリスと同様に女性労働者の声を拾い上げることは（女性官吏・職員と比べれば）非常に難しい。

一方、イギリスとドイツの違いとして指摘できるのは、次の点である。竹内報告によればイギリスでは階級を超えて女性同士が連帯し、工場法の導入に反対したということだが、クララ・ツェトキンも後に工場法を支持する社会民主党寄りとなり、母性主義的な市民女性運動が工場法を支持していたように、工場法に対する女性側の批判が、ドイツではイギリスと比べて目立たなかった。これはなぜなのか？女性労働者の経験や声を追うことに加え、両国の差異の背景を探ることも、今後の課題として残っているだろう。

【註】

1 Marlene Ellerkamp, 1991, *Industriearbeit, Krankheit und Geschlecht: zu den sozialen Kosten der Industrialisierung: Bremer Textilarbeiterinnen 1870-1914*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.

2 Kathrin Braun, 1993, *Gewerbeordnung und Geschlechtertrennung: Klasse, Geschlecht und Staat in der frühen Arbeitsschutzgesetzgebung*, Baden-Baden: Nomos.

3 Sabine Schmitt, 1995, *Der Arbeiterinnenschutz im deutschen Kaiserreich: zur Konstruktion der schutzbedürftigen Arbeiterin*, Stuttgart: Metzler.

4 Kathleen Canning, 1996, *Languages of labor and gender: female factory work in Germany, 1850-1914*, Ithaca: Cornell University Press.

5 姫岡とし子「労働者のジェンダー化：日独における女性保護規定」『思想』(898号) [1999年4月], 45～74頁。

6 Regina Wecker, "Weiber sollen unter keinen Umständen zur Nacharbeit eingesetzt werden..." Zur Konstituierung von Weiblichkeit im Arbeitsprozess, in: Eifert, Christiane et al. (Hg.), 1996, *Was sind Frauen? Was sind Männer? Geschlechterkonstruktionen im historischen Wandel*, Frankfurt a.M., S. 196-215.

【コメント—3】

保護の空白と法の空白

小野塚知二

この三十数年にわたって、いつもわたしの一年上において、知らないことをたくさん教えてくれた竹内敬子さんから、今回もたくさん教えてもらった。中身の詰まった報告は論点の宝庫で(報告時間が超過したのは司会者としては困ったものの熱弁を制止する勇気もなかった)、完全には消化しきれなかったが、わたしがこのところ考えている政策思想史の関心から感想を二、三記してみよう。

一番おもしろかったのは、1844年工場法までは成人女性の労働は規制・保護の対象とはされていなかったということと、19世紀末になるとさらに成人男性保護論が登場してくることである。子ども→女→男の順番と、その時期である。言い換えるなら、女・子どもの十把一絡げと強く逞しい男という二分法は必ずしも自明ではないということである。

中世・近世女性史研究では、成人女性も子どもも成人男性の私的な保護・後見の下に置かれていたとされる。女・子どもがこの保護の外側にでて奉公する場合も彼らは他家の秩序の中に組み込まれたから、私的領域での保護・後見という理屈は崩れない。しかし、工場は家ではないから工場労働はこの理屈で処理できない。したがって工場法による公的な保護の仕組みが必要になったのだと言いたいのだが、子どもに「保護の手を差し伸べて」から40年間も成人女性が放置されたのは(他国にも類例はあるが)説明できない。工場労働に従事する成人女性はこの期間、私的にも公的にも保護の空白領域にいたことになるからだ。

この謎はどう解くべきだろうか。「私的領域での保護・後見」とは元来、財産権に関する問題

処理の理屈であって、下層階級の女性を念頭に置いていなかったという解釈はありうるだろう。もともと保護だの後見だのの対象ではなかったとすれば、1844年までは保護の空白ではなく、下層階級の家族秩序についての法の空白が継続していたということになる。

もう一つ可能なのは、親権/家長権への対抗力という点で子どもと成人女性は同列に扱われていなかったという解釈であろう。工場法が、酷薄な雇主からだけでなく、貪欲な親からも子どもを保護しようとしたのはイギリス的な特徴とされるが(小谷真男)、成人女性は強欲横暴な父/夫に対抗できるとされたのなら、酷薄な雇主の餌食になる危険性も子どもよりはるかに低いということになるだろう。

いずれの解釈も法の歴史研究を必要とする。しかも事柄の性質からいっても、イギリス法の特質からいっても、成文法の解釈だけでなく、判例や学説、その背後の法思想や民衆家族の慣習に関する研究が必要である。すでに何らかの研究はなされてきたのだと思うが、不勉強なのでどなたか教えていただけるとたいへんありがたい。

ところで、こうした解釈でも、なぜ、40年代に成人女性の「保護・介入・規制」が登場するのかが説明できない。吉田恵子氏の当日のコメント(男性の競争相手とならない低賃金労働力として確定し、併せて家庭責任も押し付ける)は近代資本主義社会における工場法の社会的・経済的機能をうまく説明して納得させられたが、1840年前後の時期は法が下層階級家族、とりわけそこでの成人女性を発見する過程であったという解釈をこの説明に接合できないだろうか。発見された家・女は予想外のありさまだったに違いない。家族に冷淡な近代救貧法も一つのヒントたりうるだろう。立法政策・立法過程の独自の論理を解明しないと工場法を完全にわかった気分になれないように思う。

成人男性保護論について思考する紙面がなくなった。先日、『自由と公共性—介入的自由主義とその思想的背景—』(日本経済評論社)という小著を出したが、そこでの高田実氏の論考や拙論が、この問題を考えようとしているので、参照していただきたい。



■研究会共催— 2009年3月

Kathryn Gleadle研究会報告

2009年3月7日(土)から3月12日(木)にかけて、オクスフォード大学マンスフィールド・カレッジのキャサリン・グリードル教授(Prof. Kathryn Gleadle)が来日しました。3月8日(日)には東京の放送大学東京文京学習センターで、また3月11日(水)には名古屋のマリオット・アソシア・ホテルで公開セミナーが行われました。グリードル教授は、2009年11月にオクスフォード大学出版局から、英国学士院モノグラフ・コンペティションの受賞作となった単著*Borderline citizens: women, gender and political culture in Britain, 1815-67*を出版する予定です。今回の講演ではそのホットな原稿をもとに、〈女性と公共圏〉をめぐる新たな理論的枠組みが提示されました。詳しくは以下に報告するとおりです。

なお今回の招聘は、科学研究費基盤研究(B)「18世紀イギリスにおける女性の言説と公共圏」(代表:青山学院大学 富山太佳夫教授)のプロジェクトの一環として実現しました。グリードル教授の滞在が有意義なものとなるよう、あらゆる場面で献身的にご尽力くださいました大石和欣さん(名古屋大学)に、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

(梅垣千尋)



■東京セミナー

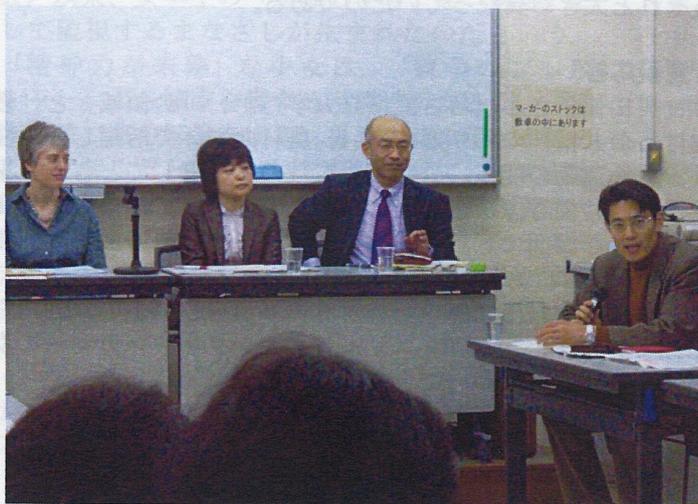
Women, Gender and Collective Identities in the Public Sphere: Britain, 1815-67

【講演要旨】

これまでの研究では、ヴィクトリア時代の公共圏が男性のみによって占められ、女性の参加を排除する傾向があったことが論じられてきた。しかし、公共圏は決して一枚岩ではなく、その性格が厳格に男性的なものとしてジェンダー化されていたわけでもなかった。事実、19世紀のさまざまな史料からは、多くの女性たちが政治的なテーマを扱った公開講演(public lectures)に参加していたことが確認できる。むしろ問題の中心は、女性たちが公共圏に関わることにどう感じていたのか、つまり、女性たちがそれぞれの主観(subjectivity)のなかで、公共圏をどのようにジェンダー化されたものとしてとらえていたのか、という点にある。

1815年から67年にかけての反奴隷制、平和主義、自由貿易などの運動に関わった女性たちの記録からは、彼女たちが政治的な会合への出席を禁止されていなかったにもかかわらず、男性だけしかいない場

に女性が加わることの妥当性について確信をもてずにいた様子が見えてくる。その一方、集会や行事の聴衆として公共圏に参入した女性たちのなかには、能動的に政治に関与しているという感覚をもち、一時的にせよ女性というアイデンティティに代えて、反奴隷制主義者、プロテスタント、平和活動家などの集合的アイデンティティをもつ者もいた。公共圏のジェンダー・コードには、たえず不確定で多義的な面があった。だからこそ女性は政治に関わる機会を手にし、状況や場面に応じて従来の慣習に従ったりそれを乗り越えたりしながら、日々の実践のなかでみずからジェンダー化された公共圏を構築していったのである。



【コメント・質疑応答】

コメントでは、まず梅垣千尋（青山学院女子短期大学）が、女性の主観性をとらえる際の史料選択の問題と、政治的立場の違いが女性の自己認識に与える影響について質問した。次に高田実さん（当時：九州国際大学）が、公共圏における排除と包摂の問題、1815～67年という時代の変化と連続性、女性のなかの多様性、公共圏への女性の包摂がもたらす社会的帰結について論点を提示した。その後の質疑応答では、こうした理論的枠組みをほかの社会的カテゴリーに適用する可能性、文化心理学的なアプローチを導入する意義、女子教育改革が進展する1860年代以降の変化、地域ごとのジェンダー関係のあり方の違いなどにかんする質問が出され、グリードル教授からの丁寧な応答が続いた。



■名古屋セミナー

Friends of the People: Women and Community in Early Nineteenth-Century England

【講演要旨】

さまざまに種類の異なる公共圏に女性はいかに関わったのか。その関わり方には公共圏ごとにどのような違いがあったのか。こうした問題に答えるために、「公領域（public realm）」と「教区領域（parochial realm）」を区別したリン・H・ロフランド（Lyn H. Lofland）のモデルを採用する。「公領域」とは、互いに個人的な知り合いではない人びとからなる都市内の空間のことであり、「教区領域」とは、近隣住民・職場・知人のネットワークからなるローカルな世界のことであり、しばしば女性と公共圏という問題をめぐっては、前者の領域が想定されることが多く、後者の領域（農村共同体）における女性の役割にはほとんど光が当てられてこなかった。しかし、1820年代にイプスウィッチで貧民に衣服を提供する慈善活動を展開したエリザベス・コボルドや、1860年代から70年代にかけてイースト・ヨークシャーで農村労働者のための成人教育の確立に尽力したメアリ・シンプソンのように、農村では教区レベルで公的な問題に取り組んだ女性たちがたしかに存在した。二人は共同体の人びとと互いに「友（friend）」と呼び合える関係を結び、彼女たちの活動のなかでジェンダーは必ずしも前景化されなかった。農村の女性が事業主や農業経営者、農地所有者や世帯主として、ローカルな次元で政治や福祉政策に関与していたことは、ほかにもさまざまな史料から確認できる。こうした実例から明らかのように、「教区領域」における女性の経験は「公領域」におけるそれと大きく異なっていたのである。

Kathryn Gleadow

The Early Feminists

Radical Unitarians and the Emergence of the Women's Rights Movement, 1831-51



【コメント・質疑応答】

コメントでは、奥田伸子さん（名古屋市立大学）が、「公領域」と「教区領域」における公共精神のあり方の違い、農村共同体で活躍した女性たちと反女性参政権運動の関係、公共圏を複数のものとしてとらえる場合の全体の見取り図の描き方などの点について質問した。その後の質疑応答では、ローカルな場面で意識されるジェンダー関係の特徴、教区領域での活躍がさらなる政治的権利の獲得要求に対してもつ両義性、「友」という言葉が使われる文脈とその意味の多義性、無名の女性たちを史料から発掘する方法、リンダ・コリーやアマンダ・ヴィカリーの女性史像にたいする評価などについて自由な意見交換が行われた。

■研究動向

女性史と教育史の接点を求めて

『叢書・比較教育社会史』（昭和堂）の出版に示されるように、近年、教育史、とくに社会史的視角からする教育史の成果が続々と公刊されるようになった。この教育史の隆盛には、女性史の果たす役割が大きく、本会員も多大な貢献をなしている。その一端については、すでにニューズレター第2号でも紹介した。

本号では、こうした教育史の隆盛を女性史という視点から見たとき、どのような成果と課題があるのか、研究動向レビューという視点から検討してみた。

教育史の新しい動向

一女子の躍進は由々しき問題？

山口みどり

今年も8月にGCSE（中等教育卒業資格試験）とAレベル（上級教育一般試験）の結果が発表されると、男女別の結果に注目が集まった。1990年代半ば、まずGCSE、そしてAレベルで男女の成績が逆転し、ここ十数年に渡り女子の優位はほぼ全科目に渡って揺るぎないという。男子の相対的な不振は「教育制度が直面している最も憂慮すべき問題の一つ」（96年 学校調査委員長ウッドヘッド）とまで言われ、一種のモラル・パニックをひき起こした。これはフェミニズムの悪影響なのか、シングルマザー増加により少年のロールモデルが不在のせいか、できる子／できない子の他の属性はどうか、一部の女子進学校が点数を上げているだけか。または試験内容が女子に有利なのか。メディアも教育省も、そして学者も「犯人探し」に躍起である。

こうした関心は、当然歴史研究にも反映されている。ミシェル・コーエンは、男子に上位を取らせ、女子の頑張りに水を差し続けた根深い「文化形態」に分け入っている。例えば、初めて公式かつ体系的に中等レベルの男女生徒の学力が調査された1864年の学校調査委員会（トーントン委員会）以来、女学生の「勉強しすぎ」を「病理」として監視するまなざしが生まれたのだという。

「精神力が未熟」な少女は、「競争のプレッシャー」から健康を害する可能性があるが、「団体競技で気分転換をする」男子生徒の場合、その心配は無用だという。19世紀末かけて、この懸念は優生学的な文脈で語られた。1923年の教育院の報告では、男子には「健康な怠け癖」があるのに対し、女子は勉強しすぎないように監督する必要があるとして、男女同一のカリキュラムを可能としたトーントン委員会の提言が否定されている¹。

コーエンは、女子生徒の勉学への「過度の熱意」を、女子の学力が上位にくることへの潜在的不安から作り出されたものだと考えている。しかし昨年上梓された堀内真由美『大英帝国の女教

師』は、同時期の女子校で顕著に見られた「進学熱」を強調する。フェミニズムと密接に結びついた新しい女子校では、生徒の大学進学に力を注ぎ、生徒に学位取得を奨励していた。第一次世界大戦ごろには、「結婚より学位」を名誉とする風潮もみられたという。1919年の「性別による資格剥奪撤廃法」により、専門職への女性の参入に弾みがつくと、親も娘に「男子の教育」を求める傾向がさらに強まった。堀内氏はイギリス留学中に接した「女子校の再評価」をめぐる議論に刺激を受け、研究を始めたのだというが、「共学」の落とし穴に触れているのが面白い。性別による資格剥奪撤廃法の施行と同時に男女平等への反動が始まり、同性愛を生む「危険な女子校」イメージが強調されていった。同時期には公立を中心とした中等学校で男女の共学化が進行するが、これは経済的理由が主因であり、そうして建てられた共学校は男女の平等を前提にするものでは決してなかったのだという²。

実は今年、GCSE試験の数学で「女子に有利」とされるコースワークが外され、数学で男子が上位に立った。来年度にはほぼ全教科からコースワークが外される（*Guardian*, 27/8/2009）というが、コーエンやアンドレア・ジェイコブズによると、歴史的にも男子の成績不振は教師や教育内容、試験制度といった外的な要因で説明され、それらに変更されるきっかけとなってきたという³。一方、1917年に制度化された中等学校修了資格試験では、女子のみ必修であった家政科は大学入試の可否対象にならず、男子と同じ大学を目指すためには、女子は一科目余計に勉強することが必要となった（堀内）。そして戦後のイレブンプラス試験（中等教育選抜試験）でも、グラマースクールに進学するためには、女子は男子よりも好成績を収める必要があったという。女子は早熟なため、11歳での試験は男子に不利になり、グラマースクールに女子生徒が過多になるという理由からであった⁴。筆者の高校時代、地域の公立トップ校でも男子の定員が大幅に多く、やはりに圧倒的に女子に不利であったことを思い出す。不合格となった

女性の友人が一合格ラインの低い男子生徒に対しても一強い劣等感を拭えずにいる姿にやるせない思いを抱いたものであった。

現在イギリスでは、男子より成績のよい初めての世代の女性たちが、次々とジェンダー地図を塗り替えている。「男子の科目」であった理系科目、晩成型の男子が優位に立つはずであった大学での第一級学位取得でも女子学生が過半数を超えた。2003年には法廷弁護士の資格取得者の過半数を女性が占め(*Guardian* 15/8/2004)、2017年までには医者⁵の過半数が女医になるという(*The Independent* 3/6/2009)。性差についての議論は面白く、その「科学的」根拠や経験知によりもっともらしく聞こえがちである。しかしイギリスで見られている変化は、「構築」されたものとしてのジェンダーを再認識させてくれる。マスキュリニティ研究においては、まじめに勉強することを女々しいとして嫌う「ラディッシュネス」という要素が、男子の成績不振の内的要因として注目されている⁵。フェミニズム研究の成果は、こうした研究にも貢献していくことができるのではないか。

[註]

1 Michele Cohen, 'Language and meaning in a documentary source: girls' curriculum from the late eighteenth century to the Schools Inquiry Commission, 1868' *History of Education* 34. 1 (Jan. 2005), 77-93; Michele Cohen, 'Knowledge and the gendered curriculum: the problematization of girls' achievement since the late eighteenth century', *History and Policy* (Dec 2004).

2 堀内真由美『大英帝国の女教師—イギリス女子教育と植民地』白澤社、2008年。

3 Michele Cohen, "'A habit of healthy idleness': boys' underachievement in historical perspective' in Epstein et. al. eds., *Failing Boys?: Issues in Gender and Achievement* (Buckingham: Open University Press, 1999), p. 20; Andrea Jacobs "'The girls have done very decidedly better than the boys': Girls and examinations 1860-1902' *Journal of Educational Administration and History* 33.2 (2001): 120-136.

4 Debbie Epstein, Jannette Elwood, Valerie Hey and Janet Mew, 'Schoolboy frictions: feminism and "failing boys"' in Epstein et. al., *op.cit.*, p. 5.

5 Cohen, "'A habit of healthy idleness'", pp. 28-30.

「女性」の教育史の可能性と課題

—香川せつ子・河村貞枝編『女性と高等教育—機会拡張と社会的相克』を素材として

高田 実

女性史研究は、His-storyの中で不可視化された女性の姿を歴史の舞台に登場させる。その重要な領域が教育である。教育は、社会的活動から排除された女性が、新たな知識の獲得を通じて自己認識と自己解放の可能性をえるとともに、有能な女性の社会的リーダーを生み出す契機ともなった。こうした女子教育の可能性を考える上で、絶好の書物が出版された。JWHNニューズレター第2号で紹介されている香川せつ子・河村貞枝編『女性と高等教育—機会拡張と社会的相克』(昭和堂、2008年)である。この本の特徴は、世界各地における高等教育の機会拡大は女性にどのような機会を与え、それが社会にどのような影響を与えたのかを明らかにしたところにある。以下、3点にわたって、この本の意義と課題を検討することを通じて、より広く女性の教育史がもつ可能性と課題を考えてみたい。

まず第一に、本書は視野の広さと目配りのよさにおいて突出している。時間と空間についていえば、19世紀後半から20世紀後半までの100年間をカバーし、空間的にも、スイス(第1章、ナターリア・ティコノフ/前田更子訳)、日本(第2章、高橋裕子、第7章、佐々木啓子、第11章 小山静子)、イギリス(第4章 河村貞枝、第8章 山口みどり、第9章 香川せつ子)、ロシア(第4章、橋本伸也)、ドイツ(第10章 田村栄子)とあわせて、植民地の問題も台湾(第3章 洪郁如)を素材にきちんと議論されている。また、取り上げられる教育制度と分野についても、同じく高等教育といいつつも、大学、短大、師範学校、専門学校、医学、宗教教育などの幅広い制度と分野が取り上げられている。一冊の書物でここまで俯瞰した本は少ないだろう。

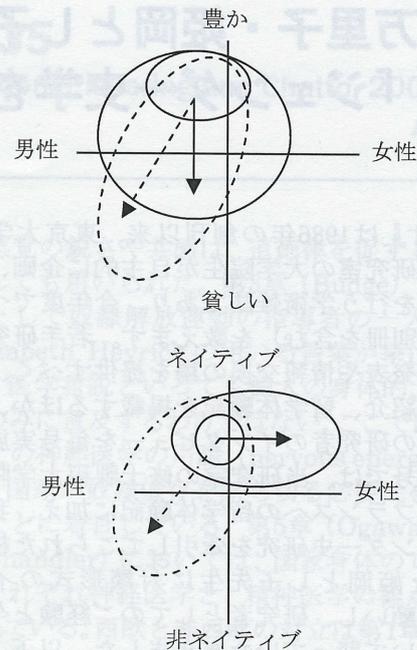
编者自身、「女性の高等教育の歴史を社会の変遷との関係で構造的に把握し、グローバルな規模でそれを比較する」(5~6頁)意義を強調しているが、それに見事に成功しているといえよう。研究の国際化のなかで、ナショナル・ヒストリーが「輸入」される傾向にあるが、この本全体を通読すれば、なぜ外国史を研究するのか、その意味がよくわかる。他者なくして、自己はない。それを可能にしたのは、「女性史」という視点であろう。国家、あるいは国民の枠組みにとらわれない、女性という視点だからこそ、それが可能になる。

こうした国際比較から評者が得た具体例を1点だけ。各国の女性高等教育史を比較してみると、19世紀末～20世紀初頭にかけてある共時的な構造が看守しうるし、しかもそこには国際化の要因が働いていることがわかる。古典的帝国主義期を迎え、相互対立が激化する中で、自国の優秀な国民育成のために、他国が参照系とされたのである。その「国民」に、実態として人口の半分を担う女性を入れないことにはならなくなったし、同時に、優秀な次世代を産み育てる女性の役割が、社会有機体的議論のなかで、ほぼ同時期に拡大していったことがわかる。女性の解放と拘束が同時に進行していた。

第二に、社会的相克について。本書は女子高等教育の「機会拡大」が中心に述べられていて、それについては大変よく理解できる。しかし、他方では、その機会拡大によって、どのような内容の教育がなされたのか、という点についてはあまり触れていない。したがって、もうひとつの課題である「社会的相克」を考えようとする時、教育機会獲得の「ための」相克はよく理解できるが、その機会拡大の結果としてなされた教育によって、どのような「新たな」相克が「もたらされた」のか、いま少し不明確となるように思われる。

高等教育の結果、女性自身が教師、専門職として社会進出の機会を得るが、その社会的影響として、本書はどちらかという「母性のポリティクス」(第三部)を中心とした、社会的統合の役割を強調している。他面の女性解放の側面への影響はどうであったらうか。いずれにしても、教育の内容と社会的影響の関連をより明確にすることによって、女性史というエッジをフルに生かすことができるのではないだろうか。

最後に、女性史と教育のより広いパースペクティブについて。女性史の最大のメリットとは何か。ある社会から排除された人びとの実態と解放の過去における経験を描くことにあるといっても過言ではないし、本書でもその点は「人権の歴史」として描く視点から強調されている(3頁)。これは、排除と包摂の歴史と言い換えてもよいだろう。そうした視点から考えると、本書では高等教育から排除された「女性」が、どのようにして包摂されていったかの経験を描いている。しかし、いうまでもなく、社会には他の分断線が走っている。たとえば、階級、エスニシティという視点だ。そうした視点を女性と重ね合わせてみると、たとえば高等教育に参加できる一定の階級の、白人を中心とした女性の包摂と、労働者階級の、黒人の、男性の(高等)教育への包摂の関係をどのように考えたらよいだろうか。図示すれば次のようになろう。



教育の拡大という場合は、どちらの矢印を向いていたのか、そしてそれをどう評価するのか。こうした複数の境界線の重なりとその変化の意味を考えることが重要になっている。女性を歴史の舞台に登場させることの貢献はきわめて大きいですが、それを再度他の要因と絡め合わせていく視点が、いま特に求められているのではないだろうか。

その際、一つ大事になるのが、アマルティア・センが語る capability 「潜在能力」(あるいは「溜め」)の議論であろう。特に教育は、この「溜め」をもたらす重要な機会であるが、世界各地で、「子どもの貧困化」が問題になっているように、教育、とりわけ高等教育は、経済制度と合体しつつ、人びとの解放と社会進出の機会以上に、格差をつくり出す手段としての側面を強めている。歴史を研究する上でも、こうした「溜め」をつくり出す、個人と社会の新陳代謝関係が念頭におかれなければならないであろう。

このような問題に女性史はどのように応えていくのだろうか。その意味でも、女性史自身が、ゲッター化、あるいはアイテム化しないように、他者との対話を拡大していく必要がますます求められている。見事に整理された本書を読みつつ、このようなことを考えてみた。

〔付記〕本書評は、2009年2月14日の九州歴史科学研究会例会(西南学院大学)において、「『女性と高等教育』が問いかけるもの」と題して報告した内容を修正・加筆したものである。

■学会動向

桜井万里子・姫岡とし子 対談インタビュー

—「ジェンダー史学を語る」—（『クリオ』23号、2009年5月）

中込さやか（2008-2009年度クリオ編集委員）

『クリオ』は1986年の創刊以来、東京大学大学院西洋史学研究室の大学院生が自主的に企画、運営および編集を行う学術雑誌であり、今年度でつごう24冊（22号別冊を含む）を数えます。若手研究者や院生に研究発表や情報交換の場を提供すべく、論文や研究動向紹介、留学体験記を掲載するほか、第一線でご活躍の研究者のインタビューを毎号実施しています。23号では、当研究室の修士課程大学院生の論文三本とフランスへの留学体験記に加え、我が国の西洋ジェンダー史研究を牽引してこられた桜井万里子先生と姫岡とし子先生に対談形式のインタビューをお願いし、研究者としてのご経験と今後のご活動について語っていただきました。以下、その内容を簡単にご紹介したいと思います。

はじめに、「1、研究者を志すまで」では、姫岡先生から日独双方での学生生活や博士論文完成までの道のりを、女性史研究に傾倒した経緯も含めて語っていただきました。この過程で、1970年代の女性運動や女性史の興隆をどのように受け止め、ご自身の研究と関連付けていかれたのかという点に関し、姫岡先生と桜井先生の対照的なアプローチが浮き彫りになりました。

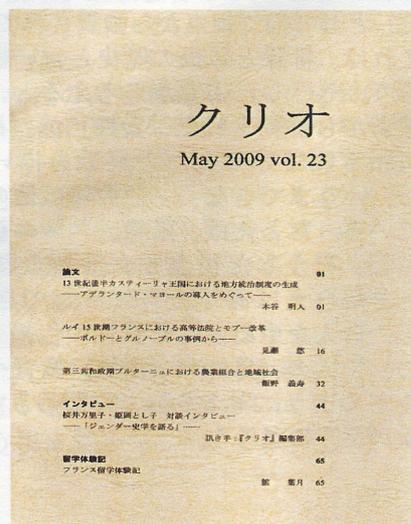
続いて、「2、研究者として」では、桜井先生の『古代ギリシアの女たち』（中公新書、1992年）や姫岡先生の『近代ドイツの母性主義フェミニズム』（勁草書房、1993年）で明示された女性史的な問題関心が、桜井先生が2004年のジェンダー史学会の立ち上げに尽力されたこと、また姫岡先生が『ジェンダー化する社会』（岩波書店、2004年）や『ドイツ近現代ジェンダー史入門』（青木書店、2009年）を刊行されたことに見られるように、どのようにジェンダー史的視点へと転換したのかを詳しくご説明いただきました。

最後に、「3、教育者として」では、姫岡先生からはこれまでの教育者としてご活動や今後の教育方針を、桜井先生からは大学院とカルチャーセンターで異なる聴衆に語りかける際の難しさや面白さをうかがいました。最後に、両先生から若手のジェンダー史研究者や女性研究者に向けての力強いメッセージをいただきました。

さて、このように内容豊富なインタビュー記事の中でも、姫岡先生のジェンダー史への取り組みが、皆さまにとって興味深い点かと考えます。ご承知の通り、姫岡先生は『西洋史学』226号に『イギリス近現代女性史研究入門』（青木書店、2006年）の書評を執筆し、また、その姉妹版である『ドイツ近現代ジェンダー史入門』（2009年）の編者の一人で

す。書評は、第一に、「福祉の複合体」や帝国の形成にジェンダーの視点を導入することで、従来の一般史の通説をどのように書き変えることが可能かという点を問うています。第二には、差異論の根拠となる男／女や公／私の領域分離の歴史的な構築過程や、そこに働いた権力関係のあり方に注目する必要性を訴えています。同様の視点は、小関隆先生の『社会経済史学』73巻1号の書評における「女性史究の可能性」への指摘にも見出すことができます。姫岡先生は『ドイツ近現代ジェンダー史入門』の「はじめに」において、本書を貫くジェンダー史の戦略として、ジェンダーの差異化とその歴史的な構築過程への着目を強調しました。このジェンダー史の方法論について理解するうえで、本インタビューは極めて有用な資料である、と編集委員として考えます。なお、余談ではありますが、男性史や法学史、文学・美学など学際的な執筆陣を迎え、二部構成のもとで各章ごとに概論・研究動向論文と具体的な研究成果のバランスをとった『ドイツ近現代ジェンダー史入門』は、小関先生のご指摘へのひとつの回答と言えるのではないのでしょうか

こうした方法論に関する議論に加え、世代の異なる桜井先生と姫岡先生に、その時々々の政治や社会、歴史学の潮流をどのように生きてこられたかという魅力的なライフヒストリーを率直に語っていただいたことも、本インタビューの大きな魅力であると思われます。いわば、時代と切り結ぶ歴史学の一つの証言と言えるでしょう。本企画に対して、多くの皆様にご関心を持っていただければ幸いです。



■ 自著紹介

Liberating Medicine, 1720-1835

Eds. Tristanne Connolly and Steve Clark (London: Pickering and Chatto, 2009)

小川公代

18世紀から19世紀初頭のイギリスにおける啓蒙思想、あるいはその文化的現象について検証する際に、これまで追求されてきたテーマは多岐にわたる。感受性、セクシュアリティ、狂気、アイデンティティ、生命科学(生殖医学)など、ジェンダーを議論する上で関係の深いものも多い。この著書は、16人の研究者たちが文学作品などから掬いとれる医学言説や専門用語をさまざまな興味深い文化的、社会的「症例」を持ち出して説明している。これらの「症例」が当時のイギリスの身体表象、奴隷解放運動、ジェンダー表象、国家身体のリトリックとどのように関わっているかを検証している。

文学と医学を検証する意義は次のように説明できる。もちろん18世紀といえはスコットランドの権威的な大学機関やロンドンの著名な出版人 Joseph Johnson などによって多くの医学書が出版された。だが、それらを読み、自らの知識体系に組み込んだイギリスの文化人たちが表現方法として用いたメディアは、印刷文化の興隆に伴い、雑誌、新聞、小説や詩などである。よって、医学的身体のイメージが物語や詩のメタファーにのせて派生的に伝えられたともいえる。また、医学と文学活動という二足の草鞋を履く知識人たちも多数いた。Erasmus Darwin (1731 - 1802) などはその代表であり(二足では済まないが)、その他にも、Tobias Smollett (1721 - 1771) やロマン派詩人の John Keats (1795 - 1821) は医師の経験があり文学活動も行った人物として知られている。登場人物の感情(feeling)の吐露が美化(あるいは戯画化)される感受性文学が盛んに読まれた時代に、医学の領域において神経(nerve)のパラダイムが確立していたことはただの偶然ではないだろう。

2000年に出版された Roy Porter の *Enlightenment: Britain and the Creation of the Modern World* でも明らかにされているように、医学が神経医学、産科、外科、精神医学などに分化、専門化されていくにつれ、より帰納的、科学的な根拠に基づいた医学アプローチが奨励されるようになっていった。神経医学においては、知覚すること(to feel)は神経が司る繊維組織の働きや「振動」によって可能であると考えられていた。第7章(Ishizuka)はその神経繊維がクモの巣(cobweb)のように体内に張り巡らされている様子を Blake の *The Book of Urizen* (1794)に見出している。

感覚の鋭さや共感、道徳律を促すリトリックとしても用いられた。第3章(Budge)では、その例として奴隷解放運動の指導者の一人であった Elizabeth Heyrick の用いる言葉が挙げられている。医学言説といっても個人の身体的、精神的健康のみに言及するわけではない。ここでは Heyrick がこの神経医学の用語(nervous energy)を用いて、国家が奴隷依存を断ち切る必要性を説いていることに着目している。第5章(Ogawa)と第8章(Chandler)においては、国家身体のリトリックがそれぞれ神経医学と、精神医学の観点から分析されている。西欧と非西欧の対立は第1章(Lawlor)でも論じられており、Lydia Sigourney の詩に登場する人種的他者(Other)が白人キリスト教徒の象徴でもあった肺病(consumption)にかかることの文化的意味を探っている。

長い間女性が引き受けてきた産科(midwifery)のジェンダーの住み分けが、次第に鉗子を用いる男性医師によって浸食されるようになったのも世紀転換期である。第15章(Connolly)では、Anna Barbauld の詩において、身籠る女性の身体が二つの観点から捉えられている—女性的な共感のディスコースと男性的な医師の干渉(interventionist)のディスコースが混在する—ことが指摘されている。また、第13章(Allard)でも男性医師と女性患者の権力の図式が示されている。しかし、外科手術を受ける患者という立場でいながら語り手を担う Burney の権威的な立場を考慮すると単一のディスコースでは説明できないとしている。「医学の科学的な視座がとらえる身体」を多角的に解釈しようとするポスト・フーコー的な試みは第11章(Ruston)でも行われている。感受性と催眠術(animal magnetism)は密接な関係があることや、その非科学的な医療行為を無防備に信じ込んでしまう女性患者の非理性的傾向を William Godwin や Mary Wollstonecraft が批判していたことは興味深い。

神経医学の治療方法として強調されていたのが医師(医学書)の助言による積極的自己管理(self-control)であった(第5章参照)。そういう意味で、Wollstonecraft などの女性知識人にとっては自立を促すこのような医学言説は、ある種の「解放」を導き出す鍵でもあり、もう一方で男性的な象徴としての脅威であったかもしれない。この著書が医学とジェンダーについて考える契機を読者に与えてくれることを期待する。

[Contents]

Introduction

I. Spiritual Sickness and Hypochondria

1. Liberation and Consumption: Disease, Imperialism, and the Conversion of Heavens in Hemans, Sigourney and Stowe — *Clark Lawlor*
2. Freedom, Health and Hypochondria in Ignatius Sancho's *Letters* — *George C. Grinnell*
3. "Uncle-Tommery": Slavery and Romantic Medicine in Thomas Carlyle and Harriet Beecher Stowe — *Gavin Budge*

II. Health and Emancipation

4. Due Preparations: Defoe, Dr. Mead, and the Threat of Plague — *Wayne Wild*
5. An Organic Body Politic: Wollstonecraft's *Historical and Moral View of the Origin and Progress of the French Revolution* and John Brown's Idea of Health — *Kimiyo Ogawa*
6. Blake, Liberation and Medicine — *Richard C. Sha*
7. Untying the Web of Urizen: William Blake, Nervous Medicine, and the Culture of Feeling — *Hisao Ishizuka*

III. Madness

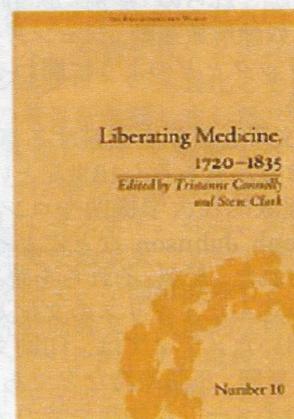
8. 'In sickness, despair, and in agony': Imagining the King's Illness, 1788-1789 — *David Chandler*
9. Disembodied Souls and Exemplary Narratives: James Hogg and Popular Medical Literature — *Megan Coyer*
10. Idiotic Associations: Wordsworth and Nineteenth-Century Discourses on Idiocy — *Molly Desjardins*

IV. Anatomized and Aestheticized Bodies

11. Authority and Imposture: William Godwin and the Animal Magnetists — *Sharon Ruston*
12. George Stubbs's Dissection of the Horse and the Expressiveness of 'Facsimiles' — *Aris Sarafianos*
13. In Submission: Frances Burney's Patient Narrative — *James Robert Allard*
14. The Surprising Success of Dr Armstrong: Love and Economy in the Eighteenth Century — *Susan Matthews*

V. Birth

15. Anna Barbauld's 'To a Little Invisible Being...': Maternity in Poetry and Medicine — *Tristanne Connolly*
16. 'Some Heart Once Pregnant with Celestial Fire': Maternal Elegy in Gray and Barbauld — *Steve Clark*



■研究会報告

名古屋イギリス近代史ワークショップ Revisoning British Modern History

2009年9月20日（金）11時00分～17時30分、名古屋大学文学部大会議室において、ワークショップが、名古屋イギリス近代研究会とイギリス女性史研究会の共催のもとで開かれました。

午前のセッションでは、Miles Taylor教授（ロンドン大学歴史学研究所所長）が『Political History in the Age of Thatcher, c.1979-2007』を報告し、金澤周作さん（京都大学）が日本の戦後史学を整理する視点からコメントを行いました。司会は松本佐保さん（名古屋市立大学）が務めました。午後のセッションでは、Pat Thane教授（ロンドン大学歴史学研究所）が『Women's Progress in the Public Sphere since 1918』を報告し、三時眞貴子さん（愛知教育大学）が、女性の「自由な選択」とは何を意味するのか、教育史の視点からコメントしました。司会は、奥田伸子さん（名古屋市立大学）が務めました。

最後の総括討論では、政治と歴史研究の関係、女性の現状と歴史研究、史学史の意義などをめぐって、イギリス近代史の再検討にふさわしい活発な議論が展開されました。少人数のセミナーならではの有意義な交流の機会となりました。今回のセミナーでは女性史関係の報告があったこともあり、上記のメンバー以外にも、多数のイギリス女性史研究会会員が参加し、議論の活性化に貢献しました。

最後になりましたが、本会は、3月のグリードル研究会に引き続き、大石和欣さん（名古屋大学）の献身的なご尽力により実現しました。とりわけ、科研費基盤研究（B）「他文化＝多文化へのまなざし」（研究代表者 大石和欣）からは全面的なサポートを受けました。大石さんのご努力なしにはこのような機会を得ることができませんでした。心よりお礼の言葉を申し上げます。また、二人のイギリス人研究者の来日にあたっては、日英歴史家会議のご協力をいただきました。記して謝意を表します。

今年に入ってから、他団体との共催企画も増えてきて、学びの機会が拡大しております。今後とも、会員のみならず、積極的なご参加を期待いたします。

（高田 実）

■定期研究会(12月19日)企画

女性と親密圏——福祉史の視点から

問題提起

高田 実

(1) 課題と問題関心

1 女性史において、これまで「家族」は女性の個としての自立を阻害する桎梏として位置づけられてきた。古い共同体における選択不可能な拘束はもちろんのこと、近代においても資本主義社会と親和性を持つ「家父長制」や規範化された「標準家族」のあり方、無償家事労働と低賃金労働の二重負担を負う女性のあり方は、ジェンダー史の視点から批判的に検討され、大きな成果をあげてきた。こうして家族のもつくしぱり>の面、ネガティブな面が強調されてきたといえよう。

2 しかし、今日では共同性の再建というなかで、改めて家族や親密圏のもつポジティブな機能が注目されている。市場主義的グローバリズムの展開による共同性の解体が進行する中で、家族、公共圏、国家、超国家の共同性の再編が課題となっている。その際、注目すべきは、家族あるいは親密圏のありようをめぐる、激しいせめぎ合いが展開していることである。「日本型福祉社会」論、「ジェンダーフリー教育」批判などにおける激しい攻撃は、このことを端的に表現している。つまり、共同性の再編過程のなかに、ナショナリズムとつながる「危うい」共同性を制度内にもぐりこませ、徹底させようとする動きが厳然として存在している。しかも往々にしてこうした言説は、必ずしも実証されていない、構築された日本の「古きよき伝統」観念とむすびついている。

このような否定すべき共同性再編の動きに対抗しつつ、新しい「市民社会」を構築するための新たな共同性をどのように構築したらよいか、われわれはしっかりと検討し、問題提起すべき地点をおかれているといえる。

3 イギリス史の文脈では、これは1980年代のサッチャー政治のあり方と密接に関係してくる。周知のように、サッチャーは、一方で、60年代の福祉国家と「寛容な社会」を批判しつつ、他方で、「強い経済」と「安定した社会」の基礎としての「安定した家族」を結合した「ヴィクトリア朝の価値観」の意義と再生を強調した。「幸せな家庭は繁栄する国の原因のひとつだ」と。

これは家族史研究に大きなインパクトを与えた。実態はどうなのか、多様な視点からの研究が生まれた。理念化されたヴィクトリア朝の家族の限定性と多様性、さらには逆説的に、アトム化された家族像、強いられた家族協調、「家庭崩壊」の歴史の実態と女性へのしわ寄せの連続性が明らかにされた。家族の危機はまさに今日のものだけではなく、歴史のものでもあった。「もし歴史がわれわれに教訓を与えるとすれば、それは、どの形態の家庭も、愛、快適さ、安全に対する人間のニーズを満たしてきたことはないということだ」(John Gillis)。

また、福祉史の文脈では、ケンブリッジ学派の人口動態史と結びついて、「核家族の困苦」学説が提起された。これによって、イギリスの近世から近代にかけては、むしろ大家族が支配的ではなく、その分、救貧法や地域社会が福祉において決定的な役割を果たしたことが強調された。それはさらに、「子どもに両親を支援することを期待するのは、非イングランド的」であった、あるいは「ヴィクトリア朝の方が公的福祉の比重が大きく、逆に20世紀になると公的責任が大きく後退した」という極端な説も提起された。サッチャー批判の意図は理解できるが、歴史の実態としては、これらは逆の偏りを生み出しているといえよう。真実はその中間、家族は「ある距離をもった親密さ」の機能を果たしたということになるだろうか。

4 このような問題関心から、今回のイギリス女性史研究会では、ジェンダーの視点からみて、家族あるいは親密圏の再編はいかにあるべきかを考えるために、<来し方>を振り返ることとする。今回は、報告者の関心から、19世紀末から20世紀前半の福祉史に焦点をあてて検討する。いうまでもなく、この時期には自助を基盤とする近代的な家族と社会の限界があらわになり、現代的な家族と社会への再編が進んだ時期である。特に、この時期には、国家が歴史の前面に登場し、直接的な国家干渉を伴うさまざまな家族再編政策を展開し始めている。今回のシンポジウムでは、この時期にフォーカスすることで、福祉の領域における「社会的なるもの」の再編と家族のあり方の変化を検討する。

(2) 方法**1 歴史的コンテクストのなかの女性の解放**

歴史の高みから過去を裁断したり、理論的な判定をおこなうのではなく、歴史の文脈のなかで具体的に「女性解放」を考える。その際に重要なのは、体制・制度・政策の問題である。家族史を固有の領域として、制度や政策の問題から切り離して考察すると、非歴史的で、主体的な要因のみが強調される危険性がある。トータルな分析が必要である。女性史に限らず、近年の社会史・文化史はあまりにもこの問題への理解が弱いのではないだろうか。家族と女性の歴史は、身辺雑事の生活史や言説と表象の歴史としてだけでなく、社会経済史の制度の中に位置づけて描かれるべきであろう。

2 比較史：「イギリス」女性史と女性の「全体史」

女性史のメリットは、「国民国家史」に回収されない、より広い人間解放の視点を有するところにある。国民国家史をアприオリな前提とせず、地域の規範性を比較史のなかで検討することで、女性史のエッジを活かすべきであろう。そうした視角から、今回のシンポジウムではできるだけ、比較史的な視点を明確にしたい。

【参考文献】

赤木誠

1 「両大戦間期イギリスにおける家族手当構想の展開——調査・運動・制度設計」『社会経済史学』71-4(2005年)

2 「児童手当をめぐる対立・調整・協働——イギリス福祉国家成立過程におけるリヴァプールの先駆的役割」『社会経済史学』71-5(2006年)

3 「地域社会の中の慈善組織協会——20世紀初頭リヴァプールにおける家族給付をめぐる論議と活動」『社会政策』創刊号(2008年)

中野智世

1 「『家族の強化』とソーシャル・ワーク——マリー・バウムの『家族保護』構想から」、川越修・辻英史編著『社会国家を生きる』(法政大学出版局、2008年)

2 「乳児死亡というリスク——第一次世界大戦前ドイツの乳児保護事業」、川越修・友部謙一編著『生命というリスク』(法政大学出版局、2008年)

3 「社会福祉専門職における資格制度とその機能——『資格化』とボランティアの間で」、望田幸男編『近代ドイツ＝資格社会の展開』(名古屋大学出版会、2003年)

■2009年度定期総会・研究会

日時 2009年12月19日(土) 13:30~18:00

場所 成蹊大学 10号館大会議室

研究会 (13:30~17:00)

問題提起 高田 実(下関市立大学) (20分)

報告：赤木誠(一橋大学大学院)

「家族手当と家族の再編——大戦間期を中心に——」(40分)

コメント：中野智世(京都産業大学)

「1920年代ドイツの『家族保護』との比較から」(20分)

司会 今井けい(大東文化大学名誉教授)

定期総会(研究会終了後; 17:15~18:00予定)

***総会終了後、懇親会を開催します。**

●「敬称表記について」

これまで、本ニュースレターでは、会員のみなさまにご投稿いただいた内容、表記をそのまま掲載してきましたが、このたび、「敬称」表記については一定の統一性、少なくとも何らかの方針があった方がよいのではないかというご意見をいただきました。これについては、ニュースレター作成のガイドラインと合わせて、次回総会で検討したいと考えます。ご意見のある方は事務局までメールをいただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

■新入会員の自己紹介 (五十音順)

2008年に組織再編したイギリス女性史研究会ですが、着実に新入会員が増えて
います。会員間の交流を促進するために、新入会員の自己紹介欄を新設しました。

小野塚知二

東京大学で現代西洋経済史や経済思想史を担当しています。専門はイギリス労務管理史・労使関係史、食文化史、音楽社会史、武器移転史、自由主義思想史など。性別・年齢別の社会編成の多様性にも関心があります。

金子貴彦

エディション・シナプスの金子と申します。20年程前にThoemmes PressやPickering & Chattoといった英国の復刻資料出版社の創立に関わり、日本の先生方からのご提案を洋書資料の企画として出版する仕事を始めました。現在はRoutledge社と提携し、英米女性史を主要テーマの一つに史資料、海外文献の提供を行っております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

川津雅江

はじめまして。名古屋経済大学法学部の川津です。専門は英文学ですが、最近では、18世紀のイギリスにおける古代ギリシャのサッポアの受容史を軸に、ジェンダーとセクシュアリティに関する様々な言説を考察しています。

近藤和彦

女性史は政治社会、文化、経済、思想など、いずれの領域にもかかわる重要な研究分野だと考えています。むかし名古屋で水田珠枝さんと「対決」したのは楽しい思い出です。考え方のポイントは、荻野美穂ほか『制度としての<女>』の書評（『思想』796号、1990年）にしたためました。

高橋みどり

東京福祉大学教育学部専任講師の高橋みどりです。ジェイン・オースティンとその先達とされる18世紀末の女性作家を研究対象にしていますが、女性史も視野に入れて考察する必要があることを痛感しています。

谷川亮太

青山学院大学大学院の修士課程に在学しています。女性参政権に関心を持っており、現在、修士論文を書いています。アントワネット・バートの研究を参考にしています。どこかでお見かけしました折は、よろしくお願いたします。

長谷川貴彦

北海道大学文学部でイギリス史を教育・研究しています。専門は、18-19世紀の社会文化史ですが、最近はライフサイクルと貧困の問題から女性史（ジェンダー史）にも関心があります。現在、Davidoff & Hall, *Family Fortunes* (2002) を翻訳中です。どうぞよろしくお願いたします。

廣田美玲

このたび研究会に入会させて頂きました。現在、青山学院大学大学院博士後期課程に在籍しており、博士論文を鋭意執筆中です。ジェイン・オースティン周辺の女流作家、彼女たちが生きた時代や文化に興味があります。今後ともどうぞよろしくお願申し上げます。

船木恵子

このたび入会させて頂きました武蔵大学総合研究所の船木です。専門は経済学史です。J.S.ミル研究をしてきたなかで、ほとんど資料のない、ケンジントン・ソサエティを捜し求めてロンドンのウーマンズ・ライブラリーに行ったときに、偶然会員の佐藤繭香さんにお会いし、この研究会を紹介していただきました。皆様どうぞよろしくお願いたします。

山本博子

最近イギリス女性参政権運動と演劇活動について研究しています。特に、女優参政権協会 (Actresses' Franchise League) の設立と活動です。勤務先、國學院大學栃木短期大學。

【JWHN定期総会・研究会】

日時:2009年12月19日(土) 13時30分～18時00分

場所:成蹊大学 10号館大会議室

交通アクセス:<http://www.seikei.ac.jp/gakuen/access.html>キャンパスマップ:http://www.seikei.ac.jp/gakuen/campus_uni.html

研究会「女性と親密圏—福祉史の視点から」(詳細は13、14頁)

定期総会(研究会終了後)+懇親会

【後援企画】 公開シンポジウム

「歴史教育とジェンダー—教科書からサブカルチャーまで」

2009年12月13日(日)、13時00分～17時00分 於:日本学術会議講堂

交通アクセス:<http://www.scj.go.jp/ja/other/info.html> 東京メトロ千代田線「乃木坂」5番出口情報:<http://www.scj.go.jp/ja/event/pdf/83-s-1-1.pdf>

司会 姫岡とし子(東京大学教授)・三成美保(摂南大学教授)

13:00～13:10 趣旨説明 長野ひろ子(中央大学教授)

13:10～13:25 高校世界史教科書のジェンダー化にむけて—日本とアメリカの比較

富永智津子(元宮城学院女子大学教授)

13:25～13:35 古代ギリシアの社会をジェンダーの視点から読み解いてみる 桜井万里子(東京大学名誉教授)

13:35～13:45 奴隷貿易にジェンダーの視点をクロスオーバーさせる 井野瀬久美恵(甲南大学教授)

13:45～14:00 高等学校日本史教科書にみるジェンダー 久留島典子(東京大学教授)

14:00～14:10 女性史・ジェンダー史の成果は教科書に活かされているか—日本近世の場合

長野ひろ子(中央大学教授)

14:10～14:20 歴史教育の役割—「歴史」と「自分」を架橋するために 荻野美穂(同志社大学教授)

14:20～14:40 ミュージアムとジェンダー—展示による経験の可視化をめぐる 香川檀(武蔵大学教授)

14:40～15:00 「女たちは歴史が嫌い」か?—少女マンガの歴史ものを中心に 藤本由香里(明治大学准教授)

15:00～15:20 休憩

15:20～17:00 討論

※ 事前申し込みは不要です。当日会場まで直接お越しください。参加費は無料です

主催:第21期日本学術会議・史学委員会・歴史学とジェンダーに関する分科会

共催:ジェンダー史学会・総合女性史研究会

後援:イギリス女性史研究会、イメージ&ジェンダー研究会、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター、京都橋大学女性歴史文化研究所、国際基督教大学ジェンダー研究センター、女性史総合研究会、中国女性史研究会、東京女子大学女性学研究所、奈良女子大学アジア・ジェンダー文化学研究センター、一橋大学大学院社会学研究科ジェンダー社会科学センター、歴史科学協議会、歴史学研究会、歴史教育者協議会、早稲田大学総合研究機構ジェンダー研究所

編集後記

ニューズレター第3号をお届けします。会も順調に発展し、最近では共催企画も増えています。それが紙面にも反映しています。半年に1回発行予定です。掲載希望記事があれば、ご連絡ください。会員の交流ツールとしてご活用ください。

(編集責任 高田 実)

イギリス女性史研究会事務局

〒150-8366

東京都渋谷区渋谷 4-4-25

青山学院女子短期大学

梅垣千尋研究室

E-mail: jwhn_adm@ybb.ne.jpURL: <http://jwhn.org/>

郵便振込口座:00180-2-562608

(年会費 2000円)